

令和5年第2回伊達市議会臨時会 議案説明資料

議 案 名	資 料 名
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度伊達市一般会計補正予算 (第4号))	1 大滝区送湯ポンプ更新工事
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度伊達市一般会計補正予算 (第5号))	1 南稀府バス待合所解体費補助金
議案第3号 議会の議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例	議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例の概要
議案第4号 伊達市長等の給与に関する条例の一部 を改正する条例	伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正す る条例の概要
議案第5号 伊達市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例	伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の概要
議案第6号 令和5年度伊達市一般会計補正予算 (第6号)	1 庁舎等維持管理費（保健センター集団検診 室エアコン整備事業） 2 養護老人ホームエアコン整備事業 3 児童生徒文化・スポーツ振興事業補助金 4 だて歴史文化ミュージアム運営管理委託料

議案第1号説明資料

(単位：千円)

1 大滝区送湯ポンプ更新工事

(1) 事業の概要

大滝区北湯沢温泉町にある第2泉源の送湯ポンプが、経年による湯花等の固着、熱による炭化等のため正常に作動しなくなったことから、ロードヒーティング等により需要が増加する冬期間の温泉供給に支障を来さないよう、更新工事に係る経費を計上する。

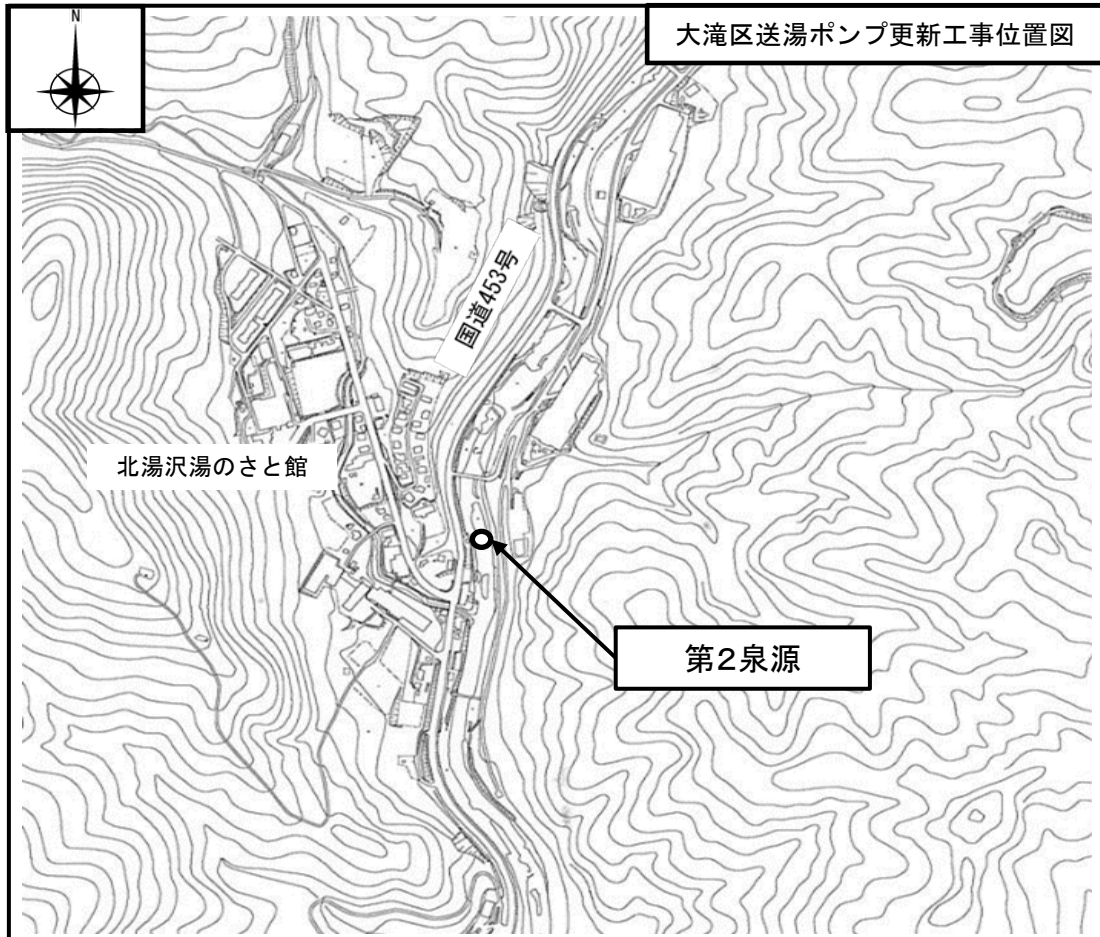
(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
4,532	・第2泉源北湯沢ライン1号及び2号送湯ポンプ交換 作業費等 諸経費	4,532 4,237,200円 294,800円

(3) 財源内訳

計	一般財源
4,532	4,532

(4) 事業位置図



議案第2号説明資料

(単位：千円)

1 南稀府バス待合所解体費補助金

(1) 事業の概要

南稀府バス停留所付近の国道交差点の道路改良工事に伴い、北海道開発局よりバス待合所の解体依頼があったことから、待合所の所有者である稀府第4区自治会に対し、解体に係る費用を補助する。

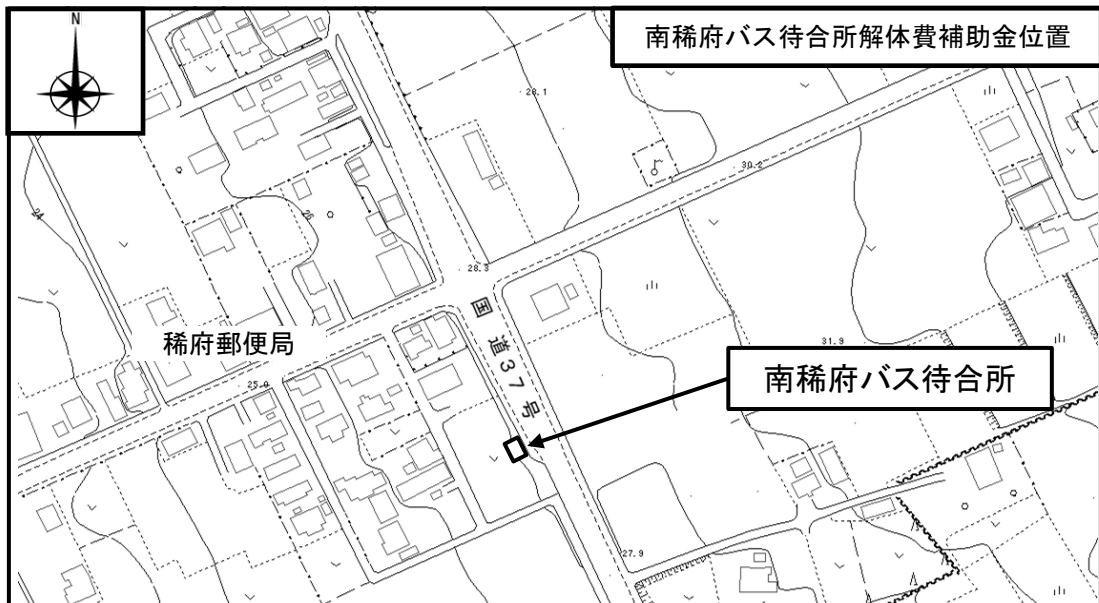
(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
400	・南稀府バス待合所解体工事（解体工事、処分費、整地費、諸経費）

(3) 財源内訳

計	一般財源
400	400

(4) 事業位置図



議案第3号説明資料

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月7日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことにより、本市においても国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとすることから、本市議会議員の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

本年度以降の本市議会議員の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.20月	2.20月	4.40月
改正案 (本年度)	2.20月 (支給済み)	2.30月 (+0.10月)	4.50月 (+0.10月)
改正案 (来年度以降)	2.25月 (+0.05月)	2.25月 (△0.05月)	4.50月 (—)

3 新旧対照表

(1) 議会の議員の議員報酬等に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(2) 議会の議員の議員報酬等に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

議案第4号説明資料

伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月7日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことにより、本市においても国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとすることから、市長、副市長及び教育長の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

本年度以降の市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.20月	2.20月	4.40月
改正案 (本年度)	2.20月 (支給済み)	2.30月 (+0.10月)	4.50月 (+0.10月)
改正案 (来年度以降)	2.25月 (+0.05月)	2.25月 (△0.05月)	4.50月 (—)

3 新旧対照表

(1) 伊達市長等の給与に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の220</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の230</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の220	12月1日	100分の230	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の220</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の220</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の220	12月1日	100分の220
基準日	割合												
6月1日	100分の220												
12月1日	100分の230												
基準日	割合												
6月1日	100分の220												
12月1日	100分の220												

(2) 伊達市長等の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 563 1079 678"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の225</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の225</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の225</u>	12月1日	<u>100分の225</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 563 2089 678"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の220</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の230</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の220</u>	12月1日	<u>100分の230</u>
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の225</u>												
12月1日	<u>100分の225</u>												
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の220</u>												
12月1日	<u>100分の230</u>												

議案第5号説明資料

伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月7日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるという基本原則に基づき、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 正職員の期末手当及び勤勉手当（第1条及び第2条関係）

本年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分		6月期支給割合		12月期支給割合		年間支給割合	
		定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	定年前提任用短時間勤務職員	定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	定年前提任用短時間勤務職員	定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	定年前提任用短時間勤務職員
現 行	期末手当	1.200月	0.675月	1.200月	0.675月	2.400月	1.350月
	勤勉手当	1.000月	0.475月	1.000月	0.475月	2.000月	0.950月
	合 計	2.200月	1.150月	2.200月	1.150月	4.400月	2.300月
改正案 (本年度)	期末手当	1.200月 (支給済み)	0.675月 (支給済み)	1.250月 (+0.050月)	0.700月 (+0.025月)	2.450月 (+0.050月)	1.375月 (+0.025月)
	勤勉手当	1.000月 (支給済み)	0.475月 (支給済み)	1.050月 (+0.050月)	0.500月 (+0.025月)	2.050月 (+0.050月)	0.975月 (+0.025月)
	合 計	2.200月 (支給済み)	1.150月 (支給済み)	2.300月 (+0.100月)	1.200月 (+0.050月)	4.500月 (+0.100月)	2.350月 (+0.050月)
改正案 (来年度 以降)	期末手当	1.225月 (+0.025月)	0.6875月 (+0.0125月)	1.225月 (△0.025月)	0.6875月 (△0.0125月)	2.450月 (—)	1.375月 (—)
	勤勉手当	1.025月 (+0.025月)	0.4875月 (+0.0125月)	1.025月 (△0.025月)	0.4875月 (△0.0125月)	2.050月 (—)	0.975月 (—)
	合 計	2.250月 (+0.050月)	1.175月 (+0.025月)	2.250月 (△0.050月)	1.175月 (△0.025月)	4.500月 (—)	2.350月 (—)

(2) 正職員の給料表（第1条関係）

高卒初任給（1級5号俸）12,000円増、大卒初任給（1級25号俸）11,000円増を始め、若年層職員に重点を置いた給料表の全号俸に渡る改定により、平均約1.1%の給料月額の上上げ（別表第1のとおり。）を行い、令和5年4月1日から適用させる。

(3) 会計年度任用職員の期末手当（附則第6項及び第7項関係）

正職員の給与条例の規定を準用している規定について、所要の改正を行う。

3 新旧対照表

(1) 伊達市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第11条の7 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第11条の7の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p> <p>別表第1（第4条関係） 給料表</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>第11条の7 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第11条の7の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p> <p>別表第1（第4条関係） 給料表</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

(2) 伊達市職員の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第11条の7 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応</p>	<p>第11条の7 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応</p>

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

第11条の7の4 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～6 略

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

第11条の7の4 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 略

(3) 伊達市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

改 正 案	現 行
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第7条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第7条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「<u>100分の120</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「<u>100分の120</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で</p>

定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2及び3 略

定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(4) 伊達市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第7項関係）

改 正 案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在</p>

職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額)」と読み替える
ものとする。
2及び3 略

職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額)」と読み替える
ものとする。
2及び3 略

議案第6号説明資料

(単位：千円)

1 庁舎等維持管理費（保健センター集団検診室エアコン整備事業）

(1) 事業の概要

利用者の熱中症対策のため、乳幼児、妊産婦、高齢者等の利用が特に多い保健センター集団検診室へのエアコンの設置に係る実施設計業務委託料を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
1,078	・保健センター（集団検診室）エアコン整備事業実施設計業務委託料

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,078	1,078

2 養護老人ホームエアコン整備事業

(1) 事業の概要

利用者の熱中症対策のため、高齢者が入居する養護老人ホーム潮香園へのエアコンの設置に係る実施設計業務委託料を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
3,366	・養護老人ホーム潮香園エアコン整備事業実施設計業務委託料

(3) 財源内訳

計	一般財源
3,366	3,366

3 児童生徒文化・スポーツ振興事業補助金

(1) 事業の概要

全国大会等に参加する児童生徒及び引率者の旅費等に係る補助金の申請件数が当初の想定を上回ることが見込まれることから、補助に要する経費を増額する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
1,100	・スポーツ振興事業に係る補助金 1件

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,100	1,100

4 だて歴史文化ミュージアム運営管理委託料

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和2年度より冬期臨時休館としていた当該施設の通年開館を再開し、併せて冬期休館中の北黄金貝塚情報センターの代替施設として活用するための経費を増額する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
2,068	・だて歴史文化ミュージアムに係る指定管理委託料

(3) 財源内訳

計	一般財源
2,068	2,068